

○新潟県中東福祉事務組合女性活躍推進法の特定事業主等を定める規則
令和5年8月18日組合規則第9号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

新潟県中東福祉事務組合管理者	新潟県中東福祉事務組合管理者が任命する職員
----------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日からから施行する。